第８号様式（附則第８条関係）

（表）

第　　号

所属及び職名

氏　　名

生　年　月　日

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第 16 条の規定により適用する空港法第 32 条第３項の規定による検査員証

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

顔　写　真

国　土　交　通　大　臣　　印

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

附　則

（特定地方管理空港に係る空港法等の特例）

第 16 条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第 12 条第１項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）附則第 14 条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第３項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第４項及び同法第 13 条中「空港管理者」とあり、同法第 14 条第２項第２号中「次条第３項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第 32 条第１項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第２項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第 33 条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第３条第３項の規定は、適用しない。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第 32 条　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

２　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示するものとする。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 37 条　次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

⑸　第 32 条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

空港法施行規則抜粋

第 17 条　法に規定する国土交通大臣の権限（成田国際空港、中部国際空港及び関西国際空港に係るものを除く。）で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑸　法第 32 条第２項の規定による権限

２　前項第４号及び第５号に掲げる権限は、当該空港の所在地を管轄する空港事務所長も行うことができる。

備考　大きさは、縦 13 センチメートル、横９センチメートルとする。